平成27年労第71号

主文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在のCクリニック(以下「事業場」という。)に心理相談員として採用され、カウンセリングが必要な患者の心理的な相談を担当していた。

請求人によると、平成〇年〇月〇日に事業場診察室において、理事長及び事務 長との三者で相談室の運営及び請求人の処遇等について話し合いをして以降、同 年〇月上旬頃より不眠が続き、首の辺りが締め付けられる感覚があったという。

請求人は、同年〇月〇日に事業場に受診し「急性ストレス反応若しくはPTS D」と診断された。その後、同年〇月〇日にD病院に受診し「適応障害」と診断され、平成〇年〇月〇日にEクリニックに転医し「混合性不安抑うつ障害」と診断された。

請求人は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとして、 監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精 神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨 の処分をした(以下「前回処分」という。)。

請求人は、前回処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだところ、当

審査会は、平成〇年〇月〇日付け裁決によりこれを棄却した。

今般、請求人は、上記療養補償給付の請求と同じ理由により、監督署長に休業 補償給付を請求したところ、監督署長は療養補償給付の請求時と同様の理由によ り、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査請求が受理された日から3か月を経過しても審査請求についての決定がないことから、労災保険法第38条第2項の規定により、審査官の決定を経ないで、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審查資料

(略)

- 第6 事実の認定及び判断
 - 1 当審査会の事実の認定

(略)

- 2 当審査会の判断
- (1) 労働局地方労災医員F医師は、平成〇年〇月〇日付けの意見書において、要旨、請求人は平成〇年〇月頃に、ICD-10診断ガイドラインの「F4神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害」(以下「本件疾病」という。)を発病したものと判断する旨を述べている。当審査会としても、請求人の症状及び経過等からみて、F医師の意見を妥当なものと判断する。
- (2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えることから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間の業務による出来事についてみると、請求人及び再審査請求代理人は、平成〇年〇月から勤務日数を増やし時給を上げる約束を反故にされたこと、同月からの交通費を不利益変更され同月の交通費を不払いにされたこと、年次有給休暇を取得できなかったこと及び同年〇月〇日の三者会談において責められたことなどを挙げ、嫌がらせ等を受けたことで精神的苦痛を強いられることが続いたとする旨を主張する。

上記主張については、裁決書の第6の2に説示するとおり、認定基準別表1の「上司とのトラブルがあった」(平均的心理的負荷の強度「II」)に該当するも、本件資料からは、理事長等が請求人に対して意図的に嫌がらせをした事実は認められず、請求人の人格や人間性を否定するような発言も認められないことから、当審査会としては、当該出来事に係る業務による心理的負荷の総合評価は「弱」であると判断する。

その他、請求人の主張する出来事について、事実として確認できないものや 客観的にはトラブルといえないものが含まれており、複数の出来事を総合的に 評価しても、決定書理由第2の2の(2)のウに説示されているように、その 心理的負荷の全体評価は「強」には至らないものと判断する。

なお、請求人は、本件再審査請求に当たり、意見書及びCDを提出したため、 これらについて、当審査会において検討したが、上記結論を左右するに足る事 実は認められなかったことを念のため付言する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給 しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。